

鳥取市置き配ボックス設置事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市置き配ボックス設置事業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内の住宅における置き配ボックスの設置を積極的に支援することにより、再配達によって発生する温室効果ガスを削減し、併せて運送事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 本補助金の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表第2欄第2号の要件を満たす置き配ボックスとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅を含む。以下「対象住宅」という。）において、自ら購入した対象設備を自ら使用する目的で設置する個人であつて、第8条の規定による申請の際に、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されていること。
- (2) 対象設備の設置について契約し、費用の負担及び対象設備の所有をしていること。
- (3) 当該対象設備の設置に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる市税等の滞納がある者は対象としないものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助対象事業)

第5条 本補助金の対象となる事業は、別表第2欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第7条 本補助金の額は、別表第4欄に掲げる額（当該額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第8条 本補助金は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うこととし、本補助金の申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置を完了した日から起算して30日を経過する日又は対象設備の設置完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに前項の申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請書に添付すべき書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された領収書の写し
- (2) 対象設備の仕様を説明する資料の写し
- (3) 対象設備の設置状態、固定方法を示す写真
- (4) 本補助金を受けようとする者本人の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（実績報告）

第9条 本補助金に係る事業は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業等とし、同条に定める実績報告書の提出は要しないものとする。

（交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る本補助金の交付が法令等及び予算に定めるところに違反しないかどうか、交付基準に適合するかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、本補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付を決定したときは、申請者に対しその決定の内容等を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により本補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定とその理由等を通知するものとする。

4 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、本補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、前条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 本補助金をこの事業の目的以外に使用したとき
- (3) その他法令又はこの要綱に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を支払っているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第13条 本補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本補助金の交付の目的にしたがって適正な運用を図らなければならない。

（財産の処分）

第14条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、10年とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、全ての対象設備とする。

3 本補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内に規則第16条本文の規定による市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

(収益納付)

第15条 本補助金の交付を受けた者は、対象設備の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、本補助金の交付を受けた者は、これに従わなければならない。

(協力)

第16条 市長は、本補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象設備の導入の効果検証データの提供その他協力を求めることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第17条 本補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

(調査)

第18条 市長は、本補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、設置完了後の状況等について、調査することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条、第6条、第7条関係）

1 対象設備	2 対象事業	3 補助対象経費	4 限度額
置き配ボックス	<p>置き配ボックスの購入及び設置を行う事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) 対象住宅であって、次のいずれかに該当するものに設置するものであること。</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 共同住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）</p> <p>(2) 当該置き配ボックスが配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱であって、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートルの物品を収納することが可能なもの</p> <p>イ 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されたもの</p> <p>ウ 購入日時点で新品未使用であるもの（フリマアプリでの購入、個人間で売買したもの等を除く。）</p> <p>エ 置き配ボックス等の名称が明記されている商品であって、単に屋外で物品を保管する箱でないもの</p> <p>オ 住宅を新築、改築する際に当該住宅の一部として整備されたものでないもの</p> <p>(3) 国、県その他の団体が交付する対象設備に係る補助金等を活用していないものであること。</p>	置き配ボックスの購入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は10千円のいずれか低い額